

岸和田市環境保全条例の一部改正について

1 岸和田市環境保全条例改正の背景

- ・岸和田市環境保全条例（昭和51年3月31日条例第17号）は昭和51年に公害に対する未然防止を図り、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的として制定されました。
- ・平成15年に全部改正を行った岸和田市環境保全条例（平成15年6月20日条例第16号。以下、「市条例」という。）は、新たに自然環境の保全に関する規定などを盛り込むとともに、当時の公害規制に応じた見直しが行なわれました。
- ・以降、法改正等に伴い、必要に応じて条例の一部改正を実施してきましたが、国際的な地球環境を取り巻く時代の潮流に対応する国等の施策が進められていること、協働によるまちづくりを推進することを規定した岸和田市自治基本条例の施行により市民との協働を進めていることに対応するため、市民との協働という観点も踏まえた、地球環境及び生物多様性の保全に関する規定を新たに設ける必要があります。
- ・また、地方分権に伴う権限移譲の中で公害関係法令や大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「府条例」という。）と規制対象に重複が生じてきています。よって新たな環境保全のあり方を規定するとともに、公害規制の規定の整備を図るため、条例の改正を検討しております。

2 環境施策

1 概要

- ・市条例は、地球環境や生物多様性保全の考え方について言及しましたが、理念を明記するに留まっておらず、施策を推進する規定が存在していません。
- ・平成26年8月に「岸和田市生物多様性地域戦略2014」が策定され、市民・事業者・行政等の役割を明らかにし地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することが位置付けられましたが、それに対応する規定や市民等との協働について、施策を推進する規定が存在していません。

2 改正内容

- ・循環型社会と低炭素、自然共生社会の推進について、市民との協働という観点も踏まえた、地球環境及び生物多様性の保全に関する施策について規定を整備します。

3-1 指定事業所に関する規制

1 規制基準についての見直し

- ・指定事業所に適用される現行の規制基準は、排水基準、騒音及び振動に係る規制基準が定められています。
- ・排水基準は水質汚濁防止法に規定する特定事業場と同じ排水基準値を適用しますので、亜鉛含有量の排水基準を1リットルあたり5mgから2mgに強化します。
- ・排水基準を適用する事業所は、生活環境項目にかかる排水基準を日平均排水量20立方メートルから特定事業場と同じ日平均排水量30立方メートルの事業所とします。
- ・騒音及び振動に係る規制基準は騒音・振動規制法では特定事業場に対し、府条例では、特定事業場を除いた全ての事業場に対し規制が設けられており、重複した規制となっているため市条例から外します。
- ・大気基準は規制基準が設定されていないので、大気汚染防止法及び府条例と同等の設備構造基準を適用します。

規制基準		現行	改正後
排水基準	有害物質	カドミウム、シアン等の28項目について規定 (項目・基準値については、法・府条例と同一)	継続して規制
	生活環境項目	BOD等4項目について規定 (項目・基準値については、法・府条例と同一)	継続して規制
	その他の項目	水素イオン濃度等9項目について規定 (項目、法・府条例と同一。基準値は、亜鉛含有量が異なる)	継続して規制 基準値 亜鉛含有量1リットルあたり5mgから2mgに強化
騒音基準	4つの地域区分別に、「朝」「昼間」「夕」「夜間」の基準	全指定事業所に対し府条例の基準が適用されるため、削除	
振動基準	3つの地域区分別に、「昼間」「夜間」の基準を規定	粉粒塊たい積場に対し、法・府条例と同様の設備構造基準を適用	
大気基準 (一般粉じん)	無し		

2 指定事業所の種類についての見直し

- ・公害関係法令等や府条例で規制されている指定事業所に対しては、市条例が重複して手続きを課しており、あらためて指定事業所として取り扱う必要がなくなっているものがあります。
- ・指定事業所の対象については、他の公害関係法令等の規制内容と重複しないよう精査し、二重に義務を課すことの無いよう検討した結果、指定事業所は現行の45種類から下記の4種類とします。

指定事業所
物品の製造又は加工を行い、1日の通常排水量が30立方メートル以上又は1日の通常燃料使用量（重油換算量）0.2キロリットル以上の事業所
ガソリンスタンド
車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの
粉粒塊たい積場（300平方メートル以上のものに限る。）

3-2 特定建設作業に関する規制

1 現状

- ・特定建設作業とはバックホウ、ブルドーザ等を使用する建設作業であり、騒音、振動を発生する作業として、騒音規制法、振動規制法及び府条例において、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられています。
- ・市条例においては、法及び府条例で規定されている特定建設作業に加えて独自に7種類の特定建設作業（アースオーガーと併せてくい打機、インパクトレンチ、火薬、発電機、コンクリートポンプ車、バイブレーションランマローラ及び電動工具を使用する作業）を規定し、規制基準を設けています。

2 特定建設作業の種類についての見直し

- ・独自に定めている7種類の特定建設作業のうち、火薬を使用する破壊作業については、火薬類取締法で厳しく規制されているため、市条例で改めて規定しなくても、周辺的生活環境を阻害するおそれがないことにより、特定建設作業の対象から外します。

3-3 自動車公害の防止に関する規制

- ・第46条（自動車の所有者の努力義務）、第47条（交通公害に関する適切な措置の要請）及び第48条（運輸事業者等の努力義務）は騒音規制法、振動規制法及び府条例において同等の規定があるため、市条例から外します。

3-4 放送電波受信障害の防止

- ・建築物にかかる電波障害の事務は、放送電波受信障害の防止として、建築基準法に基づく申請の際にテレビ電波受信障害調査報告等の届出を求めているため、同法を所管している建築規制部局が所管する条例、要綱等に移管します。

3-5 その他生活環境の保全

- ・第56条（資源の循環利用及び廃棄物の減量）、第57条（適正処理の義務）及び第58条（屋外燃焼行為の禁止）に廃棄物の適正処理等を目的とした規定があります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大阪府循環型社会形成推進条例及び岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例において同等の規定があり、重複しているため、市条例から外します。

4 現状変更行為の届出

1 概要

- ・市街化調整区域において、1,000平方メートル以上の区域で宅地の造成や土地の開墾等、自然環境の保全等に影響を与えるおそれのある行為（現状変更行為）を行う際に、一部の区域で行われるものを除いて、行為の種類に応じた割合の緑化を求める届出義務を課しています。
- ・他法令等において、同等以上の割合で緑化義務が課されているものが存在します。

2 改正内容

- ・国等が行う行為については、事前に同等以上の規制が確認できるため適用除外とします。
- ・他法令により緑化が担保されているものについては、規制内容が重複しないようにします。